

「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」の一部改正

新	旧
<p data-bbox="271 427 1034 459">店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則</p> <p data-bbox="199 512 674 544">第 1 条～第 4 条 (略)</p> <p data-bbox="217 595 521 627">(注意喚起文書の交付等)</p> <p data-bbox="199 635 1104 791">第 5 条 委託会社等は、委託会社が設定する「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」の取得に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該顧客（特定投資家を除く。以下本条及び次条において同じ。）に対し、注意喚起文書を交付しなければならない。</p> <p data-bbox="600 1007 707 1038">(以下略)</p> <p data-bbox="253 1090 344 1121"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="228 1129 819 1161"><u>この改正は、令和 5 年 7 月 1 日から実施する。</u></p>	<p data-bbox="1202 427 1966 459">店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則</p> <p data-bbox="1128 512 1632 544">第 1 条～第 4 条 (同 左)</p> <p data-bbox="1146 595 1451 627">(注意喚起文書の交付等)</p> <p data-bbox="1128 635 2036 956">第 5 条 委託会社等は、委託会社が設定する「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」の取得に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該顧客（特定投資家を除く。以下本条及び次条において同じ。）に対し、注意喚起文書を交付しなければならない。<u>ただし、取得に係る契約の締結前 1 年以内に当該顧客に対し当該投資信託と同種の内容の投資信託の取得に係る注意喚起文書を交付している場合及び当該顧客が金商法第 15 条第 2 項第 2 号の規定により目論見書の交付を受けないことについて同意している場合はこの限りでない。</u></p> <p data-bbox="1525 1007 1632 1038">(同 左)</p>